別紙２

特記仕様書（環境編簡易）

発注者は、下関市が構築した、環境マネジメントシステムに伴い、「下関市環境方針」に基づき、市の組織が行う事業活動における環境配慮及び環境保全に関する行動に準じ、これらを適切に実行することとしている。この取り組みには受注者の協力が不可欠であり、当該工事関係者の工事管理や作業実施などにあたり、受注者は、本制度の趣旨を理解し、下記項目について実施すること。

１　環境関連法令について

受注者は、業務の実施に際しては、環境関連法令を遵守し、常に適切な管理を行うこと。

２　事故発生時の対応

受注者は、工事中に事故が発生した場合は、必要な処置を講ずるとともに発注者へ報告し、その指示に従うこと。なお、詳細な報告は文書で後日行うこと。

３　苦情発生時の対応

受注者は、業務に関する苦情を受けた場合は、応急的な措置が必要な場合は応急処置を講ずるとともに発注者へ報告し、その指示に従うこと。なお、詳細な報告は、文書で後日行うこと。

４　配慮事項

工事の実施に際しては、次の各号に配慮すること。

（１）使用する車両から排出するガス及び騒音振動を低減するよう、できる限りアイドリングストップを励行すること。

（２）工事の報告書作成にあたっては、可能な限り再生紙等を利用すること。

（３）工事の報告書作成にあたっては、可能な限り両面印刷に努めること。

（４）環境ラベリング事業（エコマーク・グリーンマーク）の対象となっている製品を可能な限り積極的に使用すること。

（５）使用する物品は、可能な限り再生品を使用すること。

（６）リサイクル（分別）可能な製品を積極的に使用すること。

（７）公共交通機関の利用及び効率的な車使用に配慮すること。

（８）当該工事実施箇所周辺の自治会等への配慮、及び周辺地区の環境美化にも考慮すること。